

渡島海区漁業調整委員会指示第2号

渡島海区における定置漁業権の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和5年（2023年）8月7日

渡島海区漁業調整委員会
会長 阿部 国雄

1 保護区域

定置漁業権に基づき敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。

2 指示期間

令和5年（2023年）9月1日から令和5年（2023年）12月25日まで

3 保護区域内の行為の禁止

定置漁業権の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。

ただし、定置漁業権に基づき漁業を営む場合又は漁業法第105条第1項の規定により漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権若しくは入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。